

日進市期日前投票立会人登録者 募集要領

日進市選挙管理委員会では、若い世代の有権者に政治や選挙をより身近に感じていただくために、30代までの人を対象に「期日前投票立会人」の登録者を募集します。

応募された人のうち、要件を満たした人を登録し、選挙ごとに登録者の中から必要人数を選任します。

1 応募資格

次の（１）～（４）の全てを満たす人

- （１）市内在住の選挙権を有する40歳未満の人（申込時の年齢）
- （２）市の選挙人名簿に登録されている人
- （３）特定の候補者の選挙運動を行っていない人
- （４）期日前投票所への通勤が可能な人

※ 経験は問いません。

2 職務内容

- （１）期日前投票所において、投票手続の全般が適正かつ公平に行われているか立ち会うこと。
- （２）投票の拒否等について意見を述べること。
- （３）期日前投票立会人の職務を引継ぎする場合、その内容を引継書に記載すること。
- （４）投票所閉鎖時刻に投票録に必ず署名（自署）すること。
- （５）投票箱の施錠及び鍵の封印に立ち会うこと。

3 立会期間

選挙の公示日・告示日の翌日から投票日前日まで

- ※ 選挙の種類により期間が異なります。
- ※ 期間内の立会日数については、相談に応じます。

4 立会時間

午前8時30分から午後8時まで

ただし、交替制の場合は次のいずれか

- （１）午前8時30分から午後2時30分まで
- （２）午後2時30分から午後8時まで

5 立会場所

期日前投票所（市役所4階第1会議室）

6 報酬

日額13,000円（源泉徴収あり）

（ただし、交替制の場合は6,500円／回）

※ 昼食又は夕食は、選挙管理委員会が用意します。

※ 交通費の支給はありません。

7 申込方法

「日進市期日前投票立会人 登録申込書」に必要事項を明記のうえ、持参又は郵送（〒470-0192 住所不要）のいずれかの方法で、選挙管理委員会事務局（市役所3階行政課）まで提出してください。

なお、「日進市期日前投票立会人 登録申込書」は、選挙管理委員会事務局にあります。

また、日進市のホームページからダウンロードすることもできます。

8 申込受付期間

随時受付

※ 市役所開庁日（年末年始・土日祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

9 その他

（1）期日前投票立会人に応募いただいた人は、「期日前投票立会人候補者名簿」に登録され、選挙が執行されるごとに立ち会いすることができる日程を確認し、選任します。

ただし、応募者が多数又は選挙間近に応募された等の場合は、立ち会いしていただけない場合があります。

（2）登録された個人情報は、期日前投票立会人の選任以外の目的には使用しません。

（3）登録の取消を行わない限り、選挙が執行されるごとに立ち会いの可否を確認します。

登録の取消を希望する場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

担 当：選挙管理委員会事務局（行政課内）

電 話：0561-73-3418

ファックス：0561-73-6845

メー ル：gyousei@city.nisshin.lg.jp